平成２９年（フ）第５８９号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地30　３－Ｄ棟212号、前住所京都市伏見区向島二ノ丸町151番地30　３－Ｄ棟1007号
債務者　松下　明里
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５９９号
京都市右京区嵯峨新宮町７番地１　ＳＥＡＳＯＮ嵐山　608号、前住所奈良市大宮町４丁目252番地　パルスコート新大宮503号
債務者　村上　里美（旧姓前田・青木）
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６０１号
京都市伏見区竹田七瀬川町173番地４
債務者　立川　博一
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６０６号
京都市右京区梅津フケノ川町１番地の１　榮荘６号
債務者　岩本　典子
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６３８号
京都市西京区大原野東竹の里町１丁目１番地８棟105号
債務者　大髙　一博
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６５４号
京都市中京区西ノ京小倉町４番地24、前住所千葉県成田市西三里塚１番地564　ファミーユ成田壱番館202
債務者　橘田　智之
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６６４号
京都市左京区岩倉中在地町29番地　Ｄ棟302号
債務者　中野喜代里
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１９号
京都府亀岡市大井町土田２丁目７番25号　ヴェルデ六反田111号
債務者　羽野　幸政
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２９年（フ）第３２号
京都府福知山市大江町北原246番地、前住所京都府福知山市字内記４番地の20
債務者　濱　伸洋
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２９年（フ）第５３２号
堺市中区深井沢町3190番地　ＹＭＳ深井１－Ａ
債務者　東野　圭太
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５４５号
大阪府高石市取石４－13－45－102、住民票上の住所大阪府枚方市須山町29番20号
債務者　大谷　未佳
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５５６号
堺市東区南野田383番地１
債務者　多田　正一
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５６１号
堺市堺区新在家町西４丁４番１号　(202号)
債務者　吉田　剛
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２２８号
兵庫県姫路市網干区津市場731番地１　網干県住４－501
債務者　永山　輝美
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２４７号
兵庫県姫路市飾磨区恵美酒143番地２　キャッスルコート飾磨弐番館601
債務者　村田　由紀（旧姓德重）
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第９３号
高知市介良570番地　県営住宅介良団地３－302号
債務者　岡村　浩子
1　決定年月日時　平成29年７月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１５４号
高知市鷹匠町１丁目３番８号　リバープール鷹匠401号室
債務者　上村　維身
1　決定年月日時　平成29年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
高知地方裁判所破産係